出題のポイント（固定資産税）

【第一問】－50 点－

問１（25 点）

固定資産税は、市町村税であるため、本来その課税に当たっての評価や価格の決定は市町村において行うこととされているが、例外として、総務大臣が指定する資産と大規模の償却資産に関する規定が設けられている。

本問は、そのような例外規定が設けられている趣旨である次の点を理解した上で、事業者からの申告や、評価・価格等の決定に当たっての道府県知事又は総務大臣の役割について理解しているかを問うものである。

・総務大臣が指定する資産について

償却資産のうち、２以上の市町村にわたって使用されるもの又は２以上の市町村にわたって所在するものであって総務大臣が指定するものについては、税収入の応益的な帰属を図る必要やその固定資産の性格上適正な評価をする必要があることから、市町村長ではなく道府県知事又は総務大臣が評価の上、価格等を決定し、その価格等の配分を受けた市町村が課税団体となること。

・大規模の償却資産について

固定資産税の偏在を是正し、あわせて道府県に安定した税収入を賦与するために、大規模の償却資産については、市町村の人口規模に応じて設定された限度額を定め、超える部分は道府県に課税させるものであること。

問２（25 点）

本問は、区分所有家屋及びその敷地の用に供されている土地に対する固定資産税の課税の方法について、基本的な理解を問うものである。

区分所有家屋及びその敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税については、区分所有者は、共有物の連帯納税義務の規定にかかわらず、当該家屋又は当該土地全体の固定資産税額を、各区分所有者の専有部分の床面積や共有土地の持分割合により按分した額を納付する義務を負うこととされている。

そのほか、区分所有家屋が居住用超高層建築物である場合や、専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等による差異がある場合などの補正の方法についての理解もポイントとなる。

【第二問】－50 点－

本問は、税額の計算問題を通して固定資産税制度の総合的な理解力を問うものである。

問１は区分所有家屋についての理解を問うものであり、問２は大規模償却資産についての理解を問うものである。

問１（25 点）

本問は、新築住宅に適用される特例措置、区分所有家屋に係る税額の按分方法を理解した上で税額を適正に算出できるか、総合的な理解を問うものである。

新築住宅特例の適用に当たっては、床面積の要件や居住割合の要件の充足を確認した上で 120 ㎡相当分を限度に固定資産税が減額されること、区分所有家屋に係る各区分所有者への税額の按分については、各専有部分の床面積の割合による按分を基本としつつも、所要の補正を行った上で税額を算出する必要がある。

問２（25 点）

本問は、大規模償却資産の課税団体、市町村が課税することのできる課税定額の増額の算出の特例についての理解を問うものである。本問においては、主に次の点への理解がポイントとなる。

- 大規模償却資産の課税標準額については、課税定額に増額分を上乗せした額までが市町村課税分となり、その限度額を超える部分が道府県課税分となること。
- 課税定額は課税市町村の人口規模や大規模償却資産の価額によって額が異なること。
- 増額分について、当該償却資産が新設大規模償却資産に該当する場合には算定方法が別途定められているとともに、課税市町村の基準財政需要額や基準財政収入額によって増額分に差が生じること。